

報告第19号

損害賠償額の決定に関する
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、令和2年2月26日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和2年6月25日

品川区長 濱野 健

損害賠償額の決定について

- 1 件 名 庁有車の運行に伴う外壁の汚損事故
- 2 事故の概要 令和元年11月28日教育委員会事務局庶務課の職員が、品川区北品川五丁目18番先の区道で、庁有車を後進させた際、左後方の安全確認を怠り、車庫の外壁に接触し、その一部に付着した車体の塗料を不適切に清掃したため、同外壁を汚損した。
- 3 損害賠償額 77,000円（修理費）
- 4 相 手 方 [REDACTED]
[REDACTED]